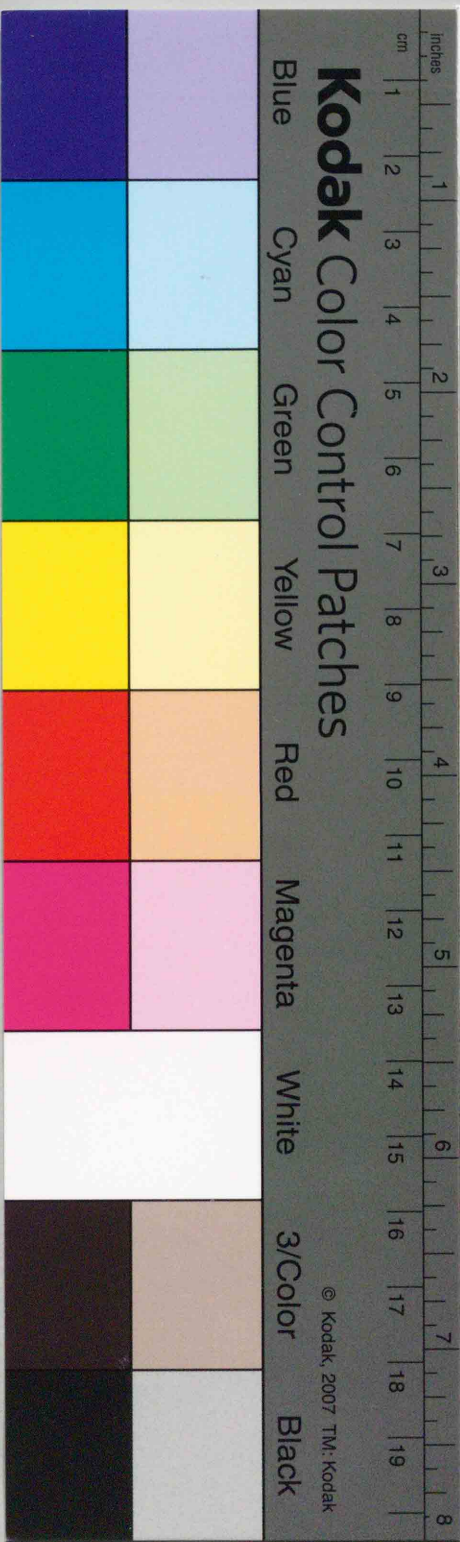
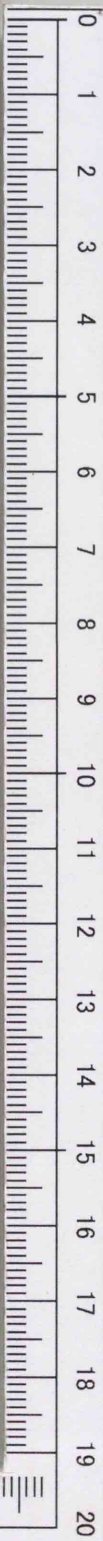


女子修身書

四年制用
新制版

卷二

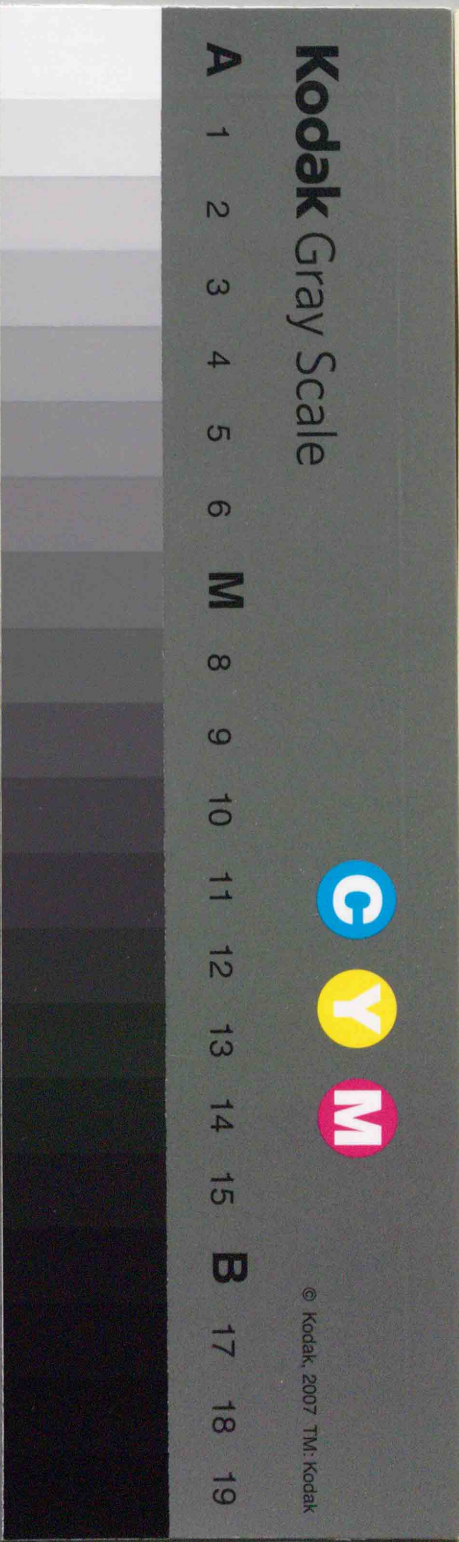
375.9
No4
資料室



Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



Kodak Gray Scale

C
Y
M

© Kodak, 2007 TM: Kodak

40581

教科書文庫

4
110
42-1938
20000 25722



日三十二月三年三十和昭
濟定檢省部文
用科身修校學業實・校學女等高

資 料 室

371.9
No 4

文學博士 野田義夫著

女子修身書

精華房藏版

四年制用
新制版

二、尾野田三子



啓幸行會覽博業勸國內

博業勸國內回一第ルケ於ニ野上后皇・皇天日一十二月八年十治明
 ク開ヲ之後爾。ルサバ遊覽巡御ヲ内館術美後ノ御臨式場開會覽
 ナルルラデ出ニ慮叡ノ勵獎御業産シ蓋、御臨回毎駕車回六トコ
 (畫壁館畫繪念記德聖宮神治明)。リ

廣島大學
 圖書印



天壤無窮の神勅

豊葦原の千五百秋の瑞穂の國は
是れ吾が子孫の王たるべき地なり
宜しく爾皇孫就きて治せ行矣
寶祚の隆えまさむこと當に天壤と
窮りなかるべし

五箇條ノ御誓文

(明治元年戊辰三月十四日)

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
 - 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
 - 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサ
ラシメン事ヲ要ス
 - 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
 - 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
- 我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ 朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天
地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス
衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

教育ニ關スル勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツル
コト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシ
テ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育
ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦
相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修
メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣
メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ
義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キ
ハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺
風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ
遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ
悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコ
トヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

戊申詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟
シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ友義ヲ悖
シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス顧ミルニ日
進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國
運ノ發展ニ須ツ戰後日尚淺ク庶政益更張ヲ要ス宜ク上下
心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚
俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ
抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡ト
ハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ

國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠
良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ
威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體
セヨ

御名御璽

明治四十一年十月十三日

內閣總理大臣副署

國民精神作興ニ關スル詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之
ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ
教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ溯リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ
掲ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ
勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ
尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾
來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕即位
以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂
悚交至レリ

輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ
輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒
ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚ク大ニシテ文化ノ紹
復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツヲヤ是レ實ニ上下協戮振
作更張ノ時ナリ振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ
其ノ實效ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德ノ
竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實
剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ
親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尚ヒ忠
孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入りテハ恭儉勤敏業
ニ服シ産ヲ治メ出テテハ己ノ利害ニ偏セスシテカヲ公益世

務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘ
シ朕ハ臣民ノ協翼ニ賴リテ彌々國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セ
ムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名 御璽
攝政 名

大正十二年十一月十日

國務各大臣副署

昭和元年十二月二十八日

踐祚後朝見ノ御儀ニ於テ賜ハリタル勅語

朕皇祖皇宗ノ威靈ニ頼リ萬世一系ノ皇位ヲ繼承シ帝國統治ノ大權ヲ總攬シ以テ踐祚ノ式ヲ行ヘリ舊章ニ率由シ先德ヲ聿修シ祖宗ノ遺緒ヲ墜ス無カラシコトヲ庶幾フ
惟フニ皇祖考叡聖文武ノ資ヲ以テ天業ヲ恢弘シ内文教ヲ敷キ外武功ヲ耀カシ千載不磨ノ憲章ヲ領テ萬邦無比ノ國體ヲ鞏クセリ皇考夙ニ心ヲ養正ニ宅キ迺志ヲ繼明ニ尚クス不幸中道ニシテ聖體ノ不豫ナル朕儲貳ヲ以テ大政ヲ攝ス遽ニ登遐ニ遭ヒテ哀痛極リ罔シ但皇位ハ一日モ之ヲ曠クスヘカラス萬機ハ

一日モ之ヲ廢スヘカラス哀ヲ銜ミ痛ヲ懷キ以テ大統ヲ嗣ケリ朕ノ寡薄ナル唯兢業トシテ負荷ノ重キニ任ヘサランコトヲ之レ懼ル

輓近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣舍相異ナルアリ經濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ此レ宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ著ケ舉國一體共存共榮ヲ之レ圖リ國本ニ不拔ニ培ヒ民族ヲ無疆ニ蕃クシ以テ維新ノ宏謨ヲ顯揚センコトヲ懋ムヘシ
今ヤ世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ人文ハ恰モ更張ノ期ニ膺ル則チ我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リ而シテ博ク中外ノ史ニ徵シ審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新ニスルヤ其ノ中ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ

夫レ浮華ヲ斥ケ質實ヲ尚ヒ模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ日進以テ會
通ノ運ニ乘シ日新以テ更張ノ期ヲ啓キ人心惟レ同シク民風惟
レ和シ汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセン
コト是レ朕カ軫念最モ切ナル所ニシテ丕顯ナル皇祖考ノ遺訓
ヲ明徴ニシ丕承ナル皇考ノ遺志ヲ繼述スル所以ノモノ實ニ此
ニ存ス有司其レ克ク朕カ意ヲ體シ皇祖考暨ヒ皇考ニ效セシ所
ヲ以テ朕カ躬ヲ匡弼シ朕カ事ヲ獎順シ億兆臣民ト俱ニ天壤無
窮ノ寶祚ヲ扶翼セヨ

國際聯盟脫退ニ關スル詔書

朕惟フニ曩ニ世界ノ平和克復シテ國際聯盟ノ成立スルヤ皇考
之ヲ懌ヒテ帝國ノ參加ヲ命シタマヒ朕亦遺緒ヲ繼承シテ苟モ
懈ラス前後十有三年其ノ協力ニ終始セリ

今次滿洲國ノ新興ニ當リ帝國ハ其ノ獨立ヲ尊重シ健全ナル發
達ヲ促スヲ以テ東亞ノ禍根ヲ除キ世界ノ平和ヲ保ツノ基ナリ
ト爲ス然ルニ不幸ニシテ聯盟ノ所見之ト背馳スルモノアリ朕
乃チ政府ヲシテ慎重審議遂ニ聯盟ヲ離脫スルノ措置ヲ採ラシ
ムルニ至レリ

然リト雖國際平和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ冀求シテ止マス是ヲ以
テ平和各般ノ企圖ハ向後亦協力シテ渝ルナシ今ヤ聯盟ト手ヲ

分チ帝國ノ所信ニ是レ從フト雖固ヨリ東亞ニ偏シテ友邦ノ誼ヲ疎カニスルモノニアラス愈信ヲ國際ニ篤クシ大義ヲ宇内ニ顯揚スルハ夙夜朕カ念トスル所ナリ
方今列國ハ稀有ノ世變ニ際會シ帝國亦非常ノ時艱ニ遭遇ス是レ正ニ舉國振張ノ秋ナリ爾臣民克ク朕カ意ヲ體シ文武互ニ其ノ職分ニ恪循シ衆庶各其ノ業務ニ淬勵シ嚮フ所正ヲ履ミ行フ所中ヲ執リ協戮邁往以テ此ノ世局ニ處シ進ミテ皇祖考ノ聖猷ヲ翼成シ普ク人類ノ福祉ニ貢獻セムコトヲ期セヨ

御名 御璽

昭和八年三月二十七日

國務各大臣副署

はしがき

- 一、本書は本年三月に改正された新中等學校教授要目に準據し、要目改正の趣旨を遵奉して編纂したものである。
- 一、本書は大正十四年以來時勢の進運に伴ひ、年々修正を加へつゝ、刊行して來た拙著修身書に、根本的大改訂を行つたものである。
- 一、大改訂を行ふに方りて、要目改正の趣旨を遵奉すると共に、更に本年同月に文部省より刊行されたる「國體の本義」を以て唯一の標準とした。
- 一、國民道德、殊に國體の觀念につきては、徹頭徹尾「國體の本義」に準

據し、殊に卷二第十一課第十二課、卷四第一課乃至第十課の如きは殊更に字句を變更せず、國體の本義の本文中より抄録編纂したものである。

昭和十二年十二月

著者識

女子修身書

(新制版) 四年制用 卷二

目次

第一課	職業	一
第二課	勤勞	七
第三課	儉素	一四
第四課	忠實	二〇
第五課	信義	二五
第六課	協同	三〇
第七課	青年女子	三六
第八課	一夫一婦	三九

目次

一

第九課	責任	………	四三
第十課	皇位及び皇室	………	四八
第十一課	敬神崇祖と祭祀	………	五五
第十二課	忠君愛國	………	六二
第十三課	國憲及び國法	………	六五
第十四課	國運の發展	………	七一
第十五課	海外發展	………	七七
第十六課	世界の進運	………	八五
第十七課	國交	………	九〇
第十八課	戊申詔書	………	九七
目次終			



女子修身書

(新制版) 四年制用 卷二

文學博士 野田義夫著

第一課 職業

職業と自立
自營

一 人間は、自己の獨立生活を營んで行く爲めに、何か一定の職業を有つ必要がある。世間には、田畑に出て耕たがす者もあれば、山林に入つて木を伐る者もあり、或は工場つちで槌つちをふるふ者もあれば、商店で品物をあきなふ者もある。此等の農・工・商業を總稱して産業、又は、實業と名づける。尙ほ此の外に、官吏・公吏・教師などの公職もあれば、醫師・藥劑師・辯護

産業

士などのやうな私營の業務もある。世間の人々がかくの如く、農・工・商其の他何かきまつた業務に従事して、日々せつせと働いてゐるのは、一つは他人の世話にならず、自己の獨立生活を完うすると同時に、我が家族を養ふ爲めである。日頃一定の業務に従事して、獨りて世に立ち得ることは、人間の幸福である。自立自營の出来るだけの業を習つてゐない人は、まだ本當に一人前の人間とは言はれぬ。

明治天皇御製

世の中にひとりたつまでをさめえし

業こそ人のたからなりけれ

職業と社會
奉仕

二 職業は、自己一身一家の生活の爲めに必要である許

社會の分業

りでなく、社會の爲めにも亦必要なものである。今日の進んだ文明人の生活には、衣・食・住は言ふに及ばず、其の他、電車・汽車・醫藥・新聞紙・書籍など無数の必要品がある。此等は、殆んど皆他人の手によつて作られるもので、到底自分一人の力によくする所でない。随つて、此等の必要品を生産する爲めに、社會の人々が、夫れづれ、手を分けて、自分に得意な仕事を引受けて、其の職業としてゐる。これが**社會の分業**である。分業はつまり一人で出来ないことを、助け合ひ、補ひ合つて、**社會の公益**を廣める。若し、社會に分業がなく、自分の出来ぬ仕事を引受けて呉れる人がなかつたならば、自分に必要な品物はとても我が手に入らず、私達は、一日も幸福

社會奉仕

に生活することは出来ぬ。各自の職業は、夫れ々々社會の幸福や利益を増進して、他人の爲めになつてゐる。私達の生活が、他人の職業に助けられてゐるやうに、自分の職業も亦、他人の生活を助けてゐる。斯くの如く、世間の人々が、夫れ夫れ自分に得意な業務に従事して、互ひに助け合つて行くのが、社會の共同生活である。熱心に自己の職業に勵み、「進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開」いて行けば、それがやがて**社會奉仕**の本分を盡くす事になる。自立自營の精神を以て、自己の職業に勵めば、我が家の繁榮を來たし、社會奉仕の精神を以てすれば、國家の發展と社會の進歩を助ける。随つて、私達は、將來如何なる職業に従事しても、結局、國家を愛し、社會

公共の爲めに盡くす覺悟を以て奮勵努力すべきである。

明治天皇御製

なりはひはよしかはるとも國民の

同じこゝろに世を守らなむ

職業の選擇

三 自己の職業を選ぶことは、人の一生に取つて極めて

重大な事柄である。何か社會の公益になるやうな仕事でなければ、一生の職業とする價值はない。又、人には天性得手不得手があり、職業に好き嫌ひがある。若し誤つて、自分の好まぬ不得手な職業に従事すれば、一方には、社會の損失を招くばかりでなく、他方には我が一身一家の不幸を招くものである。随つて、職業を選ぶには、先づ社會の爲めにな

家業

るか否か、次ぎに自分の天性に適するか否かの二點に就いて深く考へねばならぬ。併し、昔から代々傳はつた職業のある家に生まれて、其の家を繼ぐ者は、なるべく家業を繼ぐがよい。自分の天性に適した職業を選び、熱心に之に従事すれば、自ら成功もし、社會を益することにもなる。

女子と職業

四 女子は結婚して家庭の人となり、妻としては、家事を整理し、母としては子を養育することが女子のみに與へられた自然の天職である。随つて女子の家事と育兒の任務は、男子のが家族扶養の爲に従事する職業に相當する。而かも此の任務は、家庭に取つて極めて大切なものであるから、女子は其の天職を盡くしてゐれば、更に家庭を出でて一

定の職業に従事せずとも、何等恥づべき所はない。從來女子は、家業を助ける以外に一定の職業に従事せぬのが普通であつた。併し近年に至り、歐米は勿論我が國でも、女子の職業が開けて、所謂職業婦人が激増した。これは、女子が時勢に目ざめた結果である。職業婦人となる人は、なるべく女子の天職を捨てず、女子に適した職業を選ぶがよい。

第二課 勤 勞

一 勤勞は、業務の生命である。農工商の實業はもちろん、其の他、如何なる業務であつても、身體又は精神を勤勞させずに出来るやうな仕事は、一つもない。自分で何もせず

勤勞は業務の生命である

徒らに他人の世話になつて生活することは、甚だ面白くない事であるが、自ら心身を勤勞さして、獨立生活を營むことは、極めて愉快であり、且つ、人間の本分である。凡そ、社會に産業が成り立ち、それが、時勢と共に、益、進歩發達するのは、全く勤勞の力である。勤勞によらなければ、此の世に産業もなければ、文明もない。どれほど田畑があつても、鋤鍬を以て耕さねば、米や麥の收穫は無い。夏の暑い日に汗を流して勤勞せねば、冬の寒い日にあたゝかい食物が得られぬ。社會の人が、一般に勤勞を尊ばず、仕事を嫌ふやうになれば、産業は衰へ、生活は困難に陥る。之に反して、喜んで勤勞する人々は成功し、一般に勤勞を尊ぶ國には産業が昌^{さか}える。

至誠勤勞

産業は國力を養ふ

二宮金次郎は、貧しい家に生れ、幼少の頃から至誠を以て勤勞し、遂に我が家を再興し、後、服部家の負債を整理し、又、荒廢



二宮金次郎

した櫻町の土地を開墾した。至誠と勤勞を力説した彼の教は、彼自ら終生實踐^{せんきやう}行した所である。

二 國力は、主として産業によつて養はれる。産業が振はず、財力の乏しい國は、財政の基礎が危ふく、國として思はしい活動が出来ぬ。随つて、産業に従事する人々は、祖國に對して重大な任務を有つてゐる。而かも、世人が、此

自ら勤勞して勤勞の價値と喜びを味はへ

の任務を盡くすには、勤勞を尊ぶことが最も大切である。

三 勤勞は、産業の生命となつて、個人の自立自營と、國力の基礎を作るものであるが、自ら實際に筋骨を勞し、汗を流して、仕事をした事のない人には、其の本當の味は解からぬものである。農業に従事したことのない人は、日々食べてゐる米飯が粒々辛苦より成る事も、秋の豊かな收穫の喜びが、夏の勤勞の喜びであることをも知らず、茶碗や箸を作つた事のない人は、之を製作する手数を何とも思はず、製品の利益や、製品完成の満足も解からぬ。まして、商業にうとい人は、品物が我が手に入るまでの商人の仕事に無頓着である。農産物でも、工業品でも、自己の心身を勞して、自分に生

勤勞は人を作る

産し、自分で運搬し、自分で販賣して見れば、勤勞の價値と喜びが、始めてしみとと解かる。自分で汗を流して働いて見ぬ間は、流汗の價値が解かるものでない。品物の良否を見分け、他人の勤勞の價値を正しく理解するには、自ら勤勞する事が必要である。

四 自分の力一杯に眞面目に勤勞した仕事の成績が、これだけより無いといふことを、よく見定めれば、誰も自己の實力をはつきりと覺るから、みだりに慢心を起し、又は無法な空想に耽る恐れがない。勤勞は人を著實に導き、其の心身を練磨して、本當の實力を養成する。學業に勤勞すれば、立派な學生として、智も徳も著しく進む。人が心をこ

勤勞は徳行の本である

めて一所懸命に勤勞する時には、人間の美德が期せずしてまざく、と發露する。勤勞には、正直誠實も籠れば、熱心努力や、工夫研究も含まれる。随つて、眞面目に勤勞してゐる時には、誘惑に陥り、又は惡事に手を出す隙間がない。かくして、**勤勞は勤勞の外に色々の美德を養ふ。**人は、熱心に勤勞してゐる時が最も美はしい。**勤勞は實に徳行の本である。**私達は、喜んで仕事に勤勞する間に、業務に熟達すると同時に、立派な人格を鍛へ上げる。これは、日々使ふ鍬が益光るやうなものである。之に反して、心身の勤勞を嫌うて、僥倖を頼み、徒らに安逸を貪る怠惰者は、事毎に失敗して、遂に一身を危ふくする。凡そ仕事の仕ぶりを見れば、大抵、其

の人の人物が知れるものである。學生たるものは、眞面目に己の學業に勤勞せよ。さすれば、學生の有つべきあらゆる美德が、自ら發露するであらう。

明治天皇御製

物學ぶ道にたつ子よおこたりに

まされる仇はなしとしらなむ

五 不勞所得に對する世間の非難はあつても、正しい勤勞所得に對する惡口はない。一定の職業もなく、何も仕事をせぬ人は、縦ひ財産はあつても、自ら無事に苦しむのみならず、國民としても、人間としても、立派に一人前とは言はれぬ。「**小人閒居して不善を爲す。**」何もせぬことは、惡の一つ

勤勞する婦人となれ

小人閒居して不善を爲す

にも數へられる。怠惰は、人として恥づべきことである。今日は勤勞を尙ぶ時代である。私達は財産のあるにまかせて、女子に大切な家事や育児を傭人に放任し、我が身に華美な衣服を着て、何もせずに遊び暮すことを誇とすべきではない。縦ひ生活の爲に職業を求め、必要のない有閑階級の婦人であつても、家庭の爲又は社會の爲に有用な仕事に勤勞するがよい。

第三課 儉 素

儉素と貯蓄

一 私達の日常生活には、儉約質素を旨とし、出来る限り無益の消費を省いて、他日有用の使ひ途に備へる事が大切

である。平素、此の心掛けのない者は、一朝思ひがけもない不幸や事變に出會ふと、忽ち生活に困り、頭を下げて他人に救助を仰がねばならぬやうになる。たまには、困窮の餘りに、不正の事を行つて、一生を誤まる人さへある。其の時其の時の収入をうかくと使ひ盡くして、少しの貯蓄もない人は、忽ち臨時の費用に困まる許りでなく、世間の交際の道にもはづれ、子女の教育も思はしく出来ぬ。私達は、平素己の身分に應じて、なるべく生活を質素にし、其の費用をつめて、郵便貯金、銀行預金などによつて、相當の貯金をする事が大切である。「塵積つて山となる。」一人では僅かの節約であつても、それをよせ集めると驚くべき金額に上ぼる。

塵積つて山となる

勤勞と儉素

大勢の人が心を合せて無駄な費用をはぶけば、全國では、巨額の貯蓄が出来て、大いに國力を養ふことになる。

二 専ら、自己の業務に勤勞して、多額の収入があつても、必要以上、身分以上に贅澤な生活をすれば、忽ち収入と出費との釣合ひを失つて、遂には負債を生じ、家産を破る本となる。随つて、勤勞の一面には、必ず儉素が伴はねばならぬ。明治天皇が、「勤儉産ヲ治メ」とお諭しになつたのはこれである。勤儉力行は、文明人の美德として家を興し、國を盛んにする根本である。一家の主婦は、篤と之を心得ねばならぬ。

節約利用

三 儉素には、節約利用が大切である。日用の品物は、何か生活の役に立つ所に價値がある。奢侈や無駄使を省い

て、品物を出来る限り生活の役にたゝすのが、節約利用である。併し、節約と言つても、生活に是非入用のものまでをも惜しみ省く事は、却つて儉素の本旨に背く。節約は、本來利用の爲めであるから、節約の爲めに利用を忘れてはならぬ。甚だしい贅澤をせずとも、着ぬ衣服や、使はぬ品物を澤山に買ひ込んで置くのは、贅澤と變らぬ不經濟である。無暗に無用の物を買へば、後には必要の品まで賣らねばならぬやうになる。廉價であるからとて、直ぐに役に立たなくなるやうな粗製品を買ふことも宜しくない。まだ使へるものを、何の惜し氣もなく廢物にするのは、贅澤に越した無駄である。鉛筆や雜記帳なども、使へるだけ使ふがよい。尙

廢物利用

ほ、品物を最も有効に使ふ道は、**廢物利用**である。「世に廢れ物はない。」これもよく心得て置くべきことである。

質素

四 質素は、贅澤の反對である。贅澤は、多くつまらぬ虚

榮心に驅られ、徒らに人眞似をして、流行を追ふ所に起る。如何に華美な服装をしても、少しも人格を善くしはせぬ。私達は、心を引きしめて生徒の身分を考へ、流行などに構はず、自分の品位を保つに相當であり、又、平常の生活に役に立つ品物を選び、出来るだけそれを節約利用するがよい。學用品や携帶品も、體裁よりは實用に重きを置き、成るべく質素堅牢な品を求めるがよい。これが、**華ヲ去リ實ニ就ク**、質素の生活である。尤も、文明の程度が進めば、生活状態が、次

華ヲ去リ實ニ就ク

勤儉産ヲ治メ

第に向上する。殊に、都會生活は、村落生活に比べれば、目立つて華やかである。併し、都會村落の孰れであつても、華を去り實に就く途がある。現代の文明人は、成るべく進んだ生活を求めてゐるが、それをなすには、先づ、**勤儉産ヲ治**めることが肝要である。たとひ、富裕の生活をなし得る身となつても、かりそめにも、質素を忘れてはならぬ。

明治天皇御製

おもふこと思ふがまゝになれりとも

身を慎まむことな忘れそ

第四課 忠 實

勤勞と忠實

一 人は、ひたすらに、誠心を以て、自己の爲すべきことを爲すことが大切である。これを忠實と名づける。忠實とは、誠なことである。眞面目に自己の職業に勤勞する人は、其の業務に忠實な人である。随つて、勤勞の中には、自ら忠實を包含してゐる。自己の職業に忠實な心のない人には、眞面目に勤勞する心もない。勤勞と忠實とは、いつも相伴なつてゐる。

職務と忠實

二 郵便物や電信が、風雨の日にも間違ひなく届き、汽車汽船で海陸を安全に旅行が出来るのは、通信交通に従事す

誠の道

る人々が、職務に忠實であつて、どんな場合にも、自己の爲すべき事を、まじめに爲すからである。職務に忠實なのは、職務に伴なふ責任を重んずるのである。若し、此等の人が、職務に忠實でなく、自己の爲すべき事をまじめに爲さなかつたならば、郵便物や電信は、間違ひなく届くか届かぬか分らず、又、安心して旅行する事も出来ぬ。通信交通に限らず、何か社會の職務を擔當してゐる人は、深く自己の責任を感じて、私事を忘れ公共に奉仕する精神を以て、忠實に其の任務を盡くさねばならぬ。これが誠の道である。汽車汽船の従業員が、一人職責を怠つた爲めに、多數の人に危害を加へるが如きは、恐るべき罪惡である。之に反して、危険を顧み

ず、一命を投げ出して自己の職務に殉^{むと}するが如きは、最もけだかい行爲ではないか。職務に忠實な人は、人が見てゐても、見てゐなくとも少しの影日向なく、いつも誠心を以てかひがひしく立働いて、誠の道を踏んで行くのである。

明治天皇御製

いかならむときにあふとも人はみな

誠の道をふめとをしへよ

職業の尊重

三 自己の職務に忠實な爲めには、其の**職業を尊重**する事が大切である。自己の職業を、大事な天職と思ふやうでなければ、責任を重んずる心も起らぬ。職業其の物には、本來貴賤の別はない。自己の職責を重んじ、誠心を以て之に

勵めば、職業にも熟達して何時となく之を楽しみ、それを大事と思ふやうになる。併し、毎日同じ仕事を繰り返す中には、飽き^あが來たり、困難に出會つたりすると、不平・不満の心も起り、自分の職業がいやになつて、他人の職業を羨^{うらや}ましく思ふことがある。どんな職業でも、外からは樂^{たの}に見えても、内には皆それ相應に苦勞のあるものであるから、輕々しく轉業すれば、案外に失望する事が多い。そればかりではなく、度々職業を變へれば、變へるたび毎^まに、自分には損失を招き、社會にも大きな迷惑をかける。自分の職業をつまらぬと思へば、轉業の心も起るが、大事な天職と思つて之を尊重し、よく之に習熟すれば、自ら業務に忠實となつて、一身一家の

忠實業ニ服
シ

幸福を増し、延いては、國家社會の繁榮を助ける。「二兎を追ふ者は一兎をも得ず。」人は、自己の職業を大切に守るがよい。明治天皇は、「忠實業ニ服シ」と諭し給うた。

明治天皇御製

よの中はたかきいやしきほどくに

身を盡すこそつとめなりけれ

本務に忠實

四 人は、各自其の盡くすべき本務に忠實であれば、あらゆる美德を養ふものである。君に忠實であれば、忠となり、父母に忠實であれば、孝となり、兄弟に忠實であれば、友となり、朋友に忠實であれば、信となる。此等は、君父・兄弟・朋友に對してそれごとく、誠心を以て、誠の道を踏み、かひとしく自

正直誠
實

己の本務を盡くして、爲すべき事を爲すのである。忠實は、結局まめやかに誠心を盡くす事であつて、之を正直又は誠實と言つてもよい。

明治天皇御製

なにごとに思ひ入るとも人はたゞ

まことの道をふむべかりけり

第五課 信義

朋友の信義

一 朋友の交りは、信義に越したことはない。信義とは、互ひに信じ合つて、裏表なく偽りのない正しい心を以て、交際する事を言ふ。信義と忠實とは、相似通つた美德であつ

忠信

て、二つを合せて**忠信**と言つてもよい。朋友に忠實であれば、それが其のまゝ信義となる。信義の篤い親友の交際には、何の不正も包み隠しもなく、互ひに助け合ふのが頼もしい。「善を責むるは、朋友の道なり。」朋友にかりそめにも正しくない行ひがあれば、懇に忠告をして改悛させ、又朋友から忠告を受けたときは、喜んで聴き入れるやうにせねばならぬ。朋友は心から打ちとけて、互ひに缺點や過失を注意し合ひ、不善に陥らぬやうに誠め合つて、共に智徳の發達を圖るべきである。かやうにして、朋友の間に、信義の道が頼もしく行はれる。世には、信義の心が薄く、金錢や利益の爲めにのみ人と交りを結ぶものもある。「富貴の人には、友達

社會の信義

己れ人を信ずれば人も亦我を信ずる

が出来易いが、貧賤の人には、友達が少ない。」併し、金錢で出来た友達は、金錢で破れる。」朋友の信義は、安樂な時よりも、却つて、困つた時や、病氣の時によく表はれるものである。

二 信義は、朋友の交際に大切な許りでなく、一般の社會生活にも、極めて大切である。朋友の間に行はれるやうな信義が、社會一般の人々の間に行はれ、ば、相互の交際を圓滿にし、且つ、相互の利益を増進する。相手が、知る人であるとないとに拘らず、我自ら率先して、信義を守れば、人も亦我に對して、信義を守る。「己れ、人を信ずれば、人も亦、我を信ずる。」かくして、社會の信義は、廣く行はれる。信義を重んずる社會は、進歩した社會であり、信義を輕んずる社會は、開け

武士に二言
なし

ない社會である。我が國の武士は、特に信義を重んじて、**武士に二言なし。**といふことを誇りとした。信義を重んずることは、明治天皇から軍人に賜はつた勅諭五箇條の一つになつてゐる。

明治天皇御製

いつはらぬ神のこゝろをうつせみの

世の人みなにうつしてしがな

三 信義を重んずる人は、**約束を履行**する。約束を履行する人は、實行の出來ぬ事を輕々しく引受けぬ。斷るべき事を斷る勇氣のない人は、自ら迷惑を引受けるのみならず、人にも迷惑をかけ、遂には一身一家の破滅をも招く。西洋

約束の履行

秘密を守る
正義・正道
實業と信用

の諺には「約束をなすに遅々として、之を履行するには速かなれ」とある。私達は約束を引受けてよいかどうかについて、前以てよくよく考へるがよい。信義を重んずる人は、よく**秘密を守る**。公言してならぬ秘密を守るのは、矢張り約束を履行するのである。信義は**正義・正道**である。

四 實業上の取引には、**信用**が大切である。信用とは、互ひに信義を重んずる事である。例へば、農工業者と商業者の間、又は廣く賣手と買手の間に、相互の信用があつたならば、誰も安心して都合よく取引をする事が出來よう。然るに製造人が約束の期日を違へ、又は見本通りに品物を造らなかつたり、商人が大きな掛値をいつたりなどしては買手

は、安心して品物を注文することが出来まい。信用は、實業に缺く可らざる正しい道德である。併し、信用といふものは、一朝一夕にして容易く得られるものでない。英國の商品が、世界の市場に名聲を博してゐるのは、英國人が、長い間に、正直を最上の商略とし、一般に信用を重んじ、約束を守る美風を養つた爲めではないか。

第六課 協 同

社會生活と協同

一 人は、社會から離れて、たつた一人で、生活を營むことは出来ぬ。縦たてひ大勢集まつてゐても、めい／＼勝手の行ひをしてゐたのでは、全體の秩序あつちが立たず、誰にも幸福な生活

全體の爲に小を捨て、大を採り偏見を去つて道理に従ふ

は出来ぬ。私達が、今日衣食住を始め、あらゆる文明の福利を受けてゐるのは、社會の人々が、一致協同して生活の改善進歩を圖つた結果である。協同とは、心を協あはせて助け合ふ事である。農工商の如き産業の進歩も、公德の發達も、風俗の改良も、皆、社會全體の人々の協同の賜物たまである。協同の精神は、社會奉仕に肝要である。社會全體に共同の利益となる事業は、世の人々が心を合せ、互に助け合つて、始めて其の目的を達することが出来る。殊に、少數の人で出来ぬことは、多數の人の協同に待つより外はない。社會多數の人が、一致協同して、共に事を爲すには、全體の爲めには、小を捨て、大を採り、偏見へんけんを去つて、道理に従ふ覺悟を要する。

一體の和

みだりに我儘勝手を言ひ張つて、争ひを起したり、些細な事に感情を害して、一致協同を破るやうな事があつてはならぬ。多數の人々の一致協同には、理解と感情の融和が、極めて大切である。一致協同は一體の和を生ずる。

分業と協同

二 今日の進んだ文明社會に於ける産業其の他の業務は、極めて多方面になつてゐるから、夫れれ、仕事に手分けをして、社會に複雑な分業組織が出来上がつてゐる。分業の仕事は、受持が一人々々に異なつてゐても、互ひに持ち合ひ助け合ひ、全體が統一して、共同の目的を達してゐる。例へば、工場の従業員が、一致協同して、各自分擔の仕事に全力を盡くせば、全體として仕事の能率を増進して、短い時間に、

共同の目的

有機組織

よい製品を多量に仕上げる事が出来るやうなものである。随つて、社會に於いて色々異なつた仕事を受持つ人が互ひに心を合せて協同するのでなければ、分業は到底よく其の目的を達する事が出来ぬ。これは、さながら、人間の手足や、耳目口胃腸など、それれ、異なつた機能を有つてゐながら、悉く協同して全身體の健康を保ち、其の生命を完うするやうなものである。一つの環をこはせば全體の鎖が切れると同じく、胃が一つ悪くても、全身體が衰弱するか、全身體が健全である爲めには、其の各部が、それれ、健全にして、よく、全體の爲めに其の機能を盡くさねばならぬ。社會は、全體として、宛から生物のやうな有機組織を有つ統

團體と協同

一體をなしてゐる。随つて、分業の一部に故障が生ずれば、社會全體に故障が起つて來る。かくの如く、分業と協同は、互ひに相待つて、社會全體の進歩を促がすものである。

三 青年の好む**團體競技**には、選手の色々の役目が分業組織になつてゐる。競技に見事な勝利を得るには、團體全員が一致協同して、團體の爲めに各自の役目を果す事が極めて大切である。凡そ團體は、本來、何か共同の目的を以て出來たもので、其の目的を達するには、全員一致協同して、**自己の利害を捨て、團體の爲めに奉仕する精神**が必要である。學校が、一つの團體であるやうに、社會や工場も、一つの團體である。随つて、學校生徒も、會社員も、工場の従業員

も、それと一致協同の精神を以て、團體の爲めを圖り、各自其の業を勵み、相融和して我が儘勝手を差控へるがよい。

明治天皇御製

千萬の民の力をあつめなば

いかなる業も成らむとぞ思ふ

協同と團結
一致團結は
力である

四 協同の力の強いことを、**團結**といふ。一致協同が強くなれば、一致團結となる。「**一致團結は、力である。**」「**一條の矢は、折るべし。十條の矢は、折り難し。**」我が國民の一致團結は、家族の團結を基礎としたもので、其の鞏固なことは、世界に類が少ない。一致團結の勢力は、極めて強大であるが、之を悪用して世の治安を害し、社會の秩序を紊すやうなこ

大和

とは、甚だ宜しくない。私達は、大和の精神を以て、國運發展や社會進歩の爲めに一致團結の力を善用せねばならぬ。

第七課 青年女子

青年期の成長發達

青年女子の修養

一 身體の成長も精神の發達も青年期に於て最も旺盛である。随つて進んで身體を鍛鍊して體力を養ひ學業を修めて精神の向上發達に努むることは青年の長所である。

二 青年男女はまだ世事の經驗に乏しく、何事も單純に考へて成功を急ぐ所から、計畫に手落ちがあり、志望に行き違ひを生ずることも多い。青年は、只管自由を熱望して我が儘勝手に流れ、更らに家庭や學校に反抗することがある。

女らしく

青年時代は人生の危機と言ひ、誘惑や危険が多い。私達青年女子は深く反省自覺して、熱心に修養に努めねばならぬ。

三 昔は男女の間に甚だしい教育程度の差異があつた爲めに女子は心身の發達を妨げられ、其の地位も極めて低くかつた。最近女子教育の長足の進歩に伴つて男女教育の差異も著しく少くなつた。併し女子が全く男子のやうになつてしまふことは決して望ましいことではない。女子は飽くまで女らしく、男子は飽くまで男子らしく、各其の長所美點を伸ばして行くがよい。男子の質實剛健に對して女子は溫良貞淑を理想とすべきである。

四 日本婦人は、婦人中の理想的婦人として世界の賞讚

温良貞淑

日本婦人の
美點

を博してゐるだけあつて、やさしい心を本として、最もよく
温良貞淑の婦徳を發揮してゐる。古來日本婦人を歌つた
大和撫子の美稱は、いかにも姿のしをらしさ、心のやさしさ、
つゝまじさを象徴する。尙ほうつぶして春野に匂ふ花堇
も同じく日本婦人の理想を表してゐる。

皇太后陛下の皇后であらせられた時の御歌

うつぶしてにほふ春野の花堇

人の心にうつしてしかな

我が日本婦人のやさしさ、しとやかさの中には大和心の
雄々しさが籠つてゐる。

第八課 一夫一婦

正當な夫婦
制度

一 男女の結婚は、自然の大法則である。夫婦家をなし
て國家社會の單位が成り立ち、民族繁榮、國家興隆の基が開
ける。随つて孰れの民族にも、結婚は神聖の行事と見做さ
れてゐた。結婚の制度は、民族により、時代によつて種々様
様であつたが、今日の文明國では、男女相敬の精神に基づい
た**一夫一婦の制度**が行はれてゐる。昔にあつた一夫多妻
は、女子の人格を無視する所に、道徳上許すべからざる缺陷
を有つ。我が國の民法に認められた夫婦制度は、正式に結婚し
た一夫一婦に限る。尙ほ、民法上の結婚適齡は男子は、滿十

七歳、女子は満十五歳である。これは早婚の弊害を防ぐ爲めに最低限を示したもので、實際は男子は二十五歳前後から三十歳位まで、女子は二十歳前後から二十四歳位までが結婚に最も適當な年齢と見られてゐる。我が民法は、早婚を禁ずると共に、直系血族又は三親等内の傍系血族の間の結婚を許さぬ。

夫婦の和合

二 「教育ニ關スル勅語」には「夫婦相和シ」と仰せられてゐる。夫婦の和合には、相互の愛情が第一である。愛情のない夫婦は、結婚の第一義を缺いてゐる。夫婦は、孰れも人格の主體として、相互に尊敬の念が要る。夫婦の生活は、**相愛と相敬**と相俟つて、眞正の和合を生ずる。夫婦相和して、一

相愛と相敬

貞操

家の秩序が立ち、一國の良風美俗の基礎を作る。

婦道の生命

三 一夫一婦の制度を維持し、夫婦の相愛相敬を完うするには、男女共に一生涯を通じて其の貞操を汚さぬことが大切である。貞操は、**婦道の生命**と言はれてゐる。

正當な結婚

四 正當な結婚は、當事者の人格を尊重し、其の合意の上で成立すべきことは言ふまでもない。併し、青年の好むやうな我が儘勝手な自由結婚は、まだ一般に正當と認められてゐない。我が國の民法では、男子三十歳、女子二十五歳未満で結婚する場合には、父母・戸主・親族又は後見人の同意を要する。此の年齢も、矢張り最低限度を示したもので、實際の慣習では、法定の年齢に拘らず、父母又は近親の長上に相

家族制度の
傳統精神

談することになつてゐる。これは本來我が國の家を重んずる家族制度の傳統精神に基づいたものである。

第九課 責任

本務の遂行
と責任

一 人の當然盡くすべき本務の遂行を、我が一身に引受ける事を、責任と名づける。人は、皆其の本務に對して、之を遂行する責任を有つてゐる。間違ひなく自己の本務を遂行するには、奮勵努力や損失を要するのみならず、場合によつては、身命を危ふくすることもある。かゝる奮勵努力を惜しまず、**損失危険を顧みず**、我が身に引受けた任務を立派に果すのが、責任を重んずるのである。尙ほ、自由意志を以

損失危険

忠實と責任

て、自分の爲した行爲に就いて、世人の下だす是非の批評や、其の行爲から生じた結果を、全部我が身に引受ける事を、責任を負ふと名づける。責任を負ふ人は立派な人である。

二 忠實に自己の職業に勤勞する者は、職業に對する責任を立派に盡くしてゐる。忠實に公私の職務に勤勞するものも、同じく、**職務に對する責任**を盡くしてゐる。困難に屈せず、利害に惑はず、我が身に引受けた任務を立派に果すものは、職責を重んずる者である。職責を重んずるものは、**職務に忠實な者**である。かゝる人には、如何なる任務を託しても、安心して之に信賴することが出来る。

責任感

三 責任を重んずる心を、**責任感**と名づける。責任感と

は、自己の責任を強く自覺する感情である。責任感の強い人は、生命に代へても、きつと我が身に引受けた任務を果す覺悟を有つてゐる。随つて、自己の任務を果さぬ間は、責任感に責められて、一刻もじつとして居られぬ。若し、自己の行爲が、有罪と判決されば、潔く其の處罰を受け、他人に損害を與へた場合には、快く其の賠償を引受ける。之に反して、責任感の薄い人は、任務の遂行が不十分であり、全く責任感のない人は、自己の盡くすべき任務を怠るのみならず、自己の行爲から生じた結果に對しても、平氣で知らぬ顔をする。これを、無責任と名づける。自分の行爲から生じた結果が善ければ、自分の手柄と誇り、若し悪かつた時には、する

無責任

責任轉嫁

責任回避

りと逃げて之を我が身に引受けず、色々と口實を設けて、他人になすりつけようとするのを、責任轉嫁といふ。又、任務の遂行が極めて困難なやうな時には、なるべく之を免れるやうに工夫するのを、責任回避といふ。以上の、無責任、責任轉嫁、責任回避は、極めて卑怯卑劣な振舞である。私達は、一旦責任を引き受けた以上は、それが自分の職務であつても、頼まれた仕事であつても、約束した仕事であつても、難易利害に拘らず、誠意を以て之を遂行し、其の結果の善惡に拘らず、全部之を我が一身に引受ける覺悟がなければならぬ。官公吏・議員の瀆職、會社重役の背信行爲、其の他一般の約束違反は、無責任の甚しいものである。大正天皇は、國民精神

作興ニ關スル詔書中に、**綱紀ヲ肅正シ**と誡め給うた。

綱紀肅正
單獨責任と
連帶責任

四 責任には、單獨責任と連帶責任の二種がある。自分一人で引受けた任務に對する責任は、**單獨責任**と名づけ、數人又は團體が共同に引受けた任務に對する責任は、**連帶責任**と名づける。自己の職責の如きは、單獨責任であるから、飽くまで自分一人で之を果さねばならぬ。連帶責任は、共同に引受けた責任であるから、全員が**一致協同**し一體となつて、之を果さねばならぬ。例へば、學級の秩序や、社會の進歩、國運の發展の如き類である。連帶責任には、各個人に對する分擔が明瞭でない時には、往々、之を輕視又は無視する傾向がある。此の場合には、多く見苦しい責任回避や責任

一致協同

國家社會と
責任

轉嫁が行はれる。それが甚しくなれば、社會全體が無責任となる。而かも、一人の無責任は、社會全體に惡影響を及ぼすものであるから、連帶責任は、成員全部が渾然たる一體となつて互ひに助け合ひ、共同に負擔すべきである。

五 社會の職業は、何であつても、それ〴〵**分業の責任**を引受けてゐるのであるから、各種の従業者が、それ〴〵無責任であつたり、或は責任感が薄いやうなことがあれば、社會は、忽ち其の損害を蒙るのである。職業に對する責任は、多く個人が引受けねばならぬ單獨責任であるが、社會の秩序を保ち、風俗を善美にし、公益を廣め、世務を開くが如きは、全體の連帶責任である。國家の公務は、秩序整然たる分業組

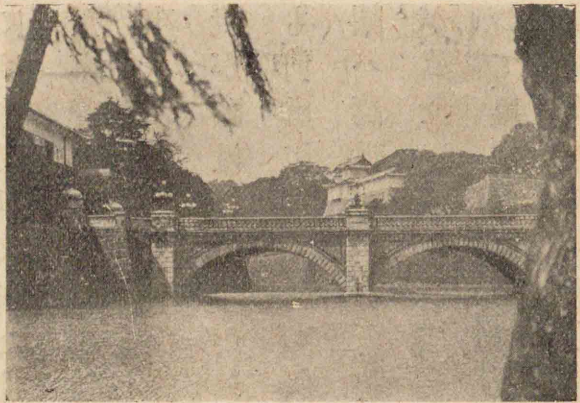
連帶責任

織になつてゐるから、全體としては、固より連帶責任であるが、各自の職責は各自が單獨に引受くべきものである。社會をつくつてゐる人々に責任感がなければ、社會生活が安全でないやうに、國家を組織してゐる國民各自に責任感がなければ、國家は一日も立ち行くものでない。官公吏は其の職責を重んじ、國民は、一般に各自其の盡くすべき責任を盡くして、國家生活が始めて安全である。大正天皇の詔書中に、「責任ヲ重シ」と仰せられたのは、國家社會の幸福を増進する爲めに、責任を重んずべき事を諭し給うたのである。

第十課 皇位及び皇室

責任ヲ重シ

皇位の尊嚴



城 宮

一 皇位は、國家統治權の主體たる天皇の御位にましまし、あらゆる國家活動の源泉として、國民生活の中心であらせられる。我が國は、皇祖皇宗の肇め給うたもので、他の國のやうに、人民が先きにあつて、後に君主を立てたものではない。皇祖天照大神が、皇孫瓊杵尊を、此の國土に降し給うてから、皇統連綿として御子孫が、天津日繼の御位を御継ぎになり、皇祖皇宗の樹て給うた深厚な御盛徳によつて、安ら

國體の本義

けく我が國を統治してゐらせられる。我が日出づるの國には、肇國以來未だ嘗て、一度たりとも外敵に領土を奪はれた事實もなく、又、他國のやうな、易姓革命や、禪讓放伐の不祥事もなく、皇室を大家族國家の宗家と仰ぎ、之を中心として、我が國はいやさかに繁榮して來た事實は、世界、國多しと雖も、何處にも其の類例がない。帝國憲法第一條に、「大日本帝國ハ萬世一系の皇統ヲ統治ス」とあるのは、我が日本帝國が、萬世一系の皇統と終始すべき事を明かにしたものであつて、**皇祖の神勅に示された國體の本義**である。此の規定は、私達國民が深く肺肝に銘じて、永遠に確守すべきものである。天皇の統治權は、最高至上の權力であつて、國內の如

皇位繼承

何なる勢力も之に超える事は出來ぬ。皇位の尊嚴は、統治權の尊嚴を意味する。帝國憲法第三條に、「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」とある。皇祖の神裔たる天皇を現御神と仰ぐ我が國では、皇位の尊嚴を冒し奉る以上の罪惡はない。

明治天皇御製

天つ神定めたまひし國なれば

わがくにながらたふとかりけり

くもりなき朝日のはたにあまてらす

神のみいつをあふげ國民

二 皇室典範第一條に「大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス」と規定してある。我が皇位、即ち

皇室及び皇族

天津日繼の御位は、天皇が皇祖皇宗から承け繼がれて、御子孫に御傳へになる。これが**皇位繼承**である。皇位繼承とは、畢竟、皇祖皇宗の御位の繼續延長に外ならぬ。而かも、此の皇位繼承は、皇祖皇宗の御血統の男系の男子に限られてある。皇位は、唯一日たりとも曠あきしくすべきものでないの
で、天皇崩御になれば、皇嗣は、即時に踐祚して、神器を御承けになつて、皇位の御繼承がすむ。即位の大禮と大嘗祭は、其の後に舉行あらせられる。

三 皇室は、天皇の御家であつて、天皇は國家の元首であらせられると同時に、皇室の首長であらせられる。皇室の御家族を、**皇族**と申し上げる。皇族とは、太皇太后、皇太后、皇

皇室は國民の宗家
一大家族國家

義ハ則チ君臣ニシテ情ハ猶ホ父子ノコトク
ノコトク
舉國一體

后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王の御方々である。私達日本國民たる者は、天皇を尊崇すると共に、皇族を尊敬すべきである。

四 皇室は、我が大和民族の宗家であつて、我が國は、皇室を中心として繁榮した**一大家族國家**である。私達日本國民の、結合統一が鞏固であつて、君臣の情誼の美うらはしいのは、君民同祖の血族關係に基づいてゐる。「**義ハ則チ君臣ニシテ情ハ猶ホ父子ノコトク**」である。我が國は、恰も一本の大木のやうに、**舉國一體**をなし、皇室を根幹とし、國民を枝葉として、生長繁榮して來た。皇室は實に我が國家生活の中心であらせられる。随つて、皇室の隆昌は、やがて國民の繁榮

であつた。君民一徳・忠孝一致・舉國一體の美風は、宏遠悠久なる國史を貫通して、國家の生命を持續し、國運の隆昌を來たしてゐる。我が國では、皇室と國民とは、肇國以來、常に渾然たる一如一體の關係を保つて來た。

明治天皇御製

ほどく／＼に心を盡す國民の

力ぞやがて我が力なる

天壤無窮の
皇運
皇祖の神勅

五 皇室の御先祖は、**皇祖の神勅**に基づき、列聖相承けて、君臣一徳を旨とし、道徳を尊重し、み躬を以て實行の儀範を垂れさせ給ひ、仁恕の徳化が、民間に^{あまね}洽く、私達國民の祖先は、代家長を仰ぐ心を以て、皇位を仰ぎ、列聖の大御心を以て、我

が心とし、兆民相率ゐて、ひたすら皇室を尊び、忠孝一致の誠を盡くした。私達國民は、肇國の大精神に則り國體の本義を明徴にし、皇祖皇宗の御遺訓を奉體し、祖先の遺風を顯彰して、専心**天壤無窮の皇運**を扶翼し奉らねばならぬ。

明治天皇御製

人もわれも道を守りてかはらずば

この敷島の國はうごかじ

第十一課 敬神崇祖と祭祀

一 天皇は天照大神の御子孫として、皇祖皇宗の神裔であらせられる。歴代の天皇は、天神の御子孫として皇祖皇

天皇の敬神
祭祀

皇祖皇宗と
御一體

宗を敬ひまつり、**皇祖皇宗と御一體**になつて、御位にましますのである。されば古くは、神武天皇が鳥見とみの山中に、まつりの靈時を立て、皇祖天神を祀つて大孝を申べさせられたのを始め、歴代の天皇皆皇祖皇宗の神靈を崇敬し、親しく祭祀を執り行はせ給ふのである。

天皇は恒例及び臨時の祭祀を最も嚴肅に執り行はせられる。この祭祀は、天皇が御親ら皇祖皇宗の神靈をまつり、**彌**、皇祖皇宗と御一體とならせ給ふ爲めであつて、これによつて民人の慶福、國家の繁榮を祈らせ給ふのである。

二 天皇は**祭祀によつて、皇祖皇宗と御一體**とならせ給ひ、皇祖皇宗の御精神に應へさせられ、そのしろしめされた

祭政教一致

教育の大本

蒼生を、彌、撫育し榮えしめ給はんとせられる。こゝに天皇の國をしろしめす御精神が拜せられる。故に神を祭り給ふことと、政をみそなはせ給ふこととは、その根本に於て一致する。又、天皇は皇祖皇宗の御遺訓を紹述し、以て肇國の大義と國民の履踐すべき大道とを明らかにし給ふ。こゝに我が**教育の大本**が存する。従つて教育も、その根本に於ては、祭祀及び政治と一致するのであつて、即ち祭祀と政治と教育とは、夫々の働をしながら、その歸するところは全く一となる。

明治天皇御製

わが國は神のすゑなり神祭る

神社と祭祀

昔の手ぶり忘るなよゆめ
神風の伊勢の宮居の事をまづ
今年も物の始にぞきく

郷土生活の中心

三 我が國の神社は、古來、祭祀の精神及びその儀式の中心となつて來た。神社に齋いひき祀る神は、皇祖皇宗を始め奉り、氏の祖おやの命みこと以下、皇運扶翼の大業に奉仕した神靈である。この**神社の祭祀**は、我が國民の生命を培ひ、その精神の本となるものである。氏神の祭に於て、報本反始の精神の發露があり、これに基づいて、氏人の團欒があり、又御輿を擔いで、渡御に仕へる鎮守の祭禮に於て、氏子の和合、村々の平和がある。かくて**神社は國民の郷土生活の中心ともなる**。更

神社の祭祀

敬神の根本

神に向ふ心持

に國家の祝祭日には、國民は日の丸の國旗を掲揚して、國民的敬虔の心を一にする。而してすべての神社奉齋は、究極に於て、天皇が皇祖皇宗に奉仕し給ふところに歸一するのであつて、こゝに我が國の**敬神の根本**が存する。祭には穢を祓つて神に奉仕し、まことを致して神威を崇め、神恩を感謝し、祈願をこめるのである。**神に向ふ心持**は我が國に於ては、親と子との關係といふ最も根本的なところから出てゐる。即ち罪穢を祓つて祖おやに近づくことであり、更に私を去つて公に合し、我を去つて國家と一となるところにある。

皇大神宮

皇大神宮は我が國神社の中心であらせられ、すべての神

國民的信仰

社は國家的の存在として、國民の精神生活の中軸となつてゐる。我が國の神に對する崇敬は、**肇國の精神に基づく國民的信仰**であつて、歴史的國民生活から流露する奉仕の心である。随つて、我が國の祭祀は極めて深く、且つ、廣き意義をもつと同時に、又、全く國家的であり、實際生活である。

敬神崇祖と
忠孝

四 以上の如き敬神崇祖の精神が、我が國民道德の基礎をなし、又、我が文化の各方面に行き互つてゐる。我が國民道德は**敬神崇祖**を基として、**忠孝の大義**を展開してゐる。**國を家としては、忠は孝となり、家を國としては、孝は忠となる。**こゝに忠孝は一本となつて萬善の本となる。

忠は明淨正直の誠を本として、**勤務**をはげみ、分を竭くし、

惟神の大道

以て天皇に奉仕することであり、この忠を本として、親に對する孝が成り立つ。それは我が國民が祖先以來行つて來た、古今に通じて謬らざる**惟神の大道**である。かくの如く**忠孝一本**の我が國民道德は、**惟神の大道**に出でてゐる。

第十二課 忠 君 愛 國

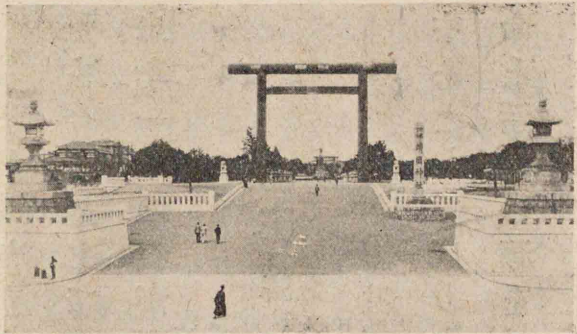
天皇中心

生命と活動
の源

一 我が國は天照大神の御子孫であらせられる天皇を中心として成り立つてをり、私達の祖先及び私達は、その**生命と活動の源**を常に**天皇に仰ぎ奉る**のである。それ故に天皇に奉仕し、天皇の大御心を奉體することは、私達の歴史的生命を、今に生かす所以であり、こゝに國民のすべての道

忠
絶対隨順

徳の根源がある。



靖國神社

國民の唯一の生きる道

としての眞生命を發揚する所以である。

二 忠は天皇を中心とし奉り、天皇に絶対隨順する道である。絶対隨順は我を捨て、私を去り、ひたすら天皇に奉仕することである。この忠の道を行ずることが、私達國民の唯一の生きる道であり、あらゆる力の源泉である。されば天皇の御ために身命を捧げることは、所謂自己犠牲でなくして、小我を捨てて大いなる御稜威に生き、國民

臣民の根本の道

忠と敬神崇祖
祖孫一體

實に忠は、我が臣民の根本の道であり、我が國民道德の根本である。私達は、忠によつて、日本臣民となり、忠に於て生命を得、こゝにすべての道德の根源を見出す。これを我が國史に徴するに、忠君の精神は常に國民の心を一貫してゐる。

三 天皇は常に皇祖皇宗を祀り給ひ、萬民に率先して、祖孫一體の實を示し、敬神崇祖の範を垂れ給ふのである。又、私達臣民は、皇祖皇宗に仕へ奉つた臣民の子孫として、その祖先を崇敬し、その忠誠の志を継ぎ、これを現代に生かし、後代に傳へる。かくて敬神崇祖と忠の道とは全く其の本を一にし、本來相離れぬ道である。かゝる一致は獨り、我が國

に於てのみ見られるのであつて、こゝにも我が國體の尊き
所以がある。

忠君愛國の
一致
大家族國家

四 抑我が國は皇室を宗家とし奉り、天皇を古今に亙る
中心と仰ぐ、君民一體の大家族國家である。故に國家の
繁榮に盡くすことは、即ち天皇の御榮えに奉仕すること
あり、天皇に忠を盡し奉ることは、即ち國を愛し、國の隆昌を
圖ることに外ならぬ。忠君なくして愛國なく、愛國なくし
て忠君はない。あらゆる愛國は、常に忠君の至情によつて
貫かれ、すべての忠君は、愛國の熱誠を伴つてゐる。固より
外國に於いても、愛國の精神は存する。然るにこの愛國は、
我が國の如き忠君と根柢より一となり、又敬神崇祖と、完全

に一致するが如きものでない。

第十三課 國憲及び國法

國憲國法

一 國憲とは、皇室典範と大日本帝國憲法を總稱した國
家統治の根本法則を言ひ、國法とは、法律命令等、國憲に屬し
ない國家の法則を指す。國憲は、世局の進運と人文の發達
に伴ひ、皇祖皇宗の御遺訓に基づき、あらゆる國法の源泉と
して、明治天皇の制定し給うた所である。随つて、我が國は、
永遠に此の根本法則によつて統治さるべきものである。

明治天皇御製

さだめたる國のおきてはいにしへの

聖の君のみこゑなりけり
萬代にうごかぬものはいにしへの
聖のみよのおきてなりけり

皇室典範

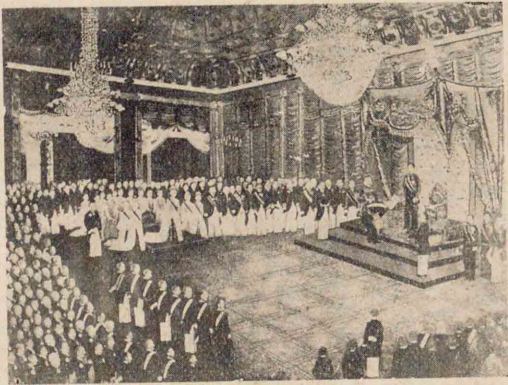
二 皇室典範は、明治二十二年二月十一日憲法と同時に制定されたもので、皇室の大事に關する根本法則を規定した國家の大法である。皇位繼承・踐祚即位・成年立后立太子・敬稱・攝政・太傅・皇族等の十二章に分れ、外に皇室典範増補がある。

帝國憲法

三 我が大日本帝國憲法は、外國の憲法のやうに、君主と人民との協定によつたものでもなく、又國民の約束によつて出來たものでもなく、天皇の大詔として、明治二十二年二

月十一日、紀元節の佳辰に發布された。當時の勅語に「朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗

憲法發布



ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布スとある。憲法は、天皇の統治權行用の法則を定め、臣民の權利及び財産の安全を保護し、國運の發展を目的とする大典である。其の條文は、天皇・臣民・權利・義務・帝國議會・國務大臣及樞密顧問・司法會計・補則の七章から成る。統治權の作用を、大權・立法・司法に分ち、各其の機關を定めてある。帝

帝國議會の精神

國議會は、立法權に參與し、裁判所は、司法權を行ひ、大權の行動は、主として、政府が其の施行の機關となる。國民は憲法によつて帝國議會の議員となつて、直接に天皇御親政を翼賛する權利を與へられてゐる。こゝに**帝國議會の精神**がある。随つて國民は、よく此の精神を理解して、天皇御親政を翼賛せねばならぬ。

國法律命令

四 法律は、民法、刑法、商法の如く、帝國議會の議決を経て、天皇が公布させられる法則である。**命令**は、帝國議會の決議を経ず、専ら天皇の大權に依つて發し、又は、發せしめられる法則である。命令の中には、勅令等の如く、御親裁に出るものもあり、又、閣令、省令、府縣令等の如く、行政機關に委任

詔書勅書

市町村條例

國憲國法の遵守

して發布せしめるものもある。**詔書勅書**は、天皇の大權をもつて文書によつて發せられ、皇室及び國家の大事に關する勅旨を示し給ふものである。詔書は、宣誥せんかうされるが、勅書は宣誥されない。地方自治體も、國家の事務を行ふものであるから、**市町村條例**も、矢張り國法の一つである。國法は、凡て天皇の御稜威に淵源するもので、一旦官報、公報又は新聞紙等に、公示せられてから、國民に遵守の義務を生ずる。**五 國憲國法**の目的は、國家其の物の目的と同じく、國家の秩序を維持し、公共の福利を増進し、國運の進展を圖るにあるから、國民各自、國憲を重んじ、國法に遵したがつて、國家の存立を擁護し、更に進んで、其の興隆を圖ることが肝要である。

憲法發布勅語に「惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ益我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ」と宣はせられた。我が忠勇の國民が古來遵法の精神に富んでゐたことは、國史の誇とする所である。私達現代の國民は、よく國憲國法の精神を理解し

て、其の遵守に努め、益祖先の遺風を顯彰して、明治天皇の聖旨に副ひ奉らう。

明治天皇御製

千早ぶる神のかためしわが國を

民と共に守らざらめや

檜原の宮のおきてにもとづきて

わが日本の國をたもたむ

第十四課 國運の發展

一 我が日本帝國は、皇祖皇宗の肇め給うた所で、爾來連綿として、上に萬世一系の天皇を戴き、皇室を中心とし君民

皇室と國運の發展

一體となつて、年と共に繁榮して來た。天壤無窮の皇運は、皇孫瓊杵尊が、皇祖天照大神の神勅を受けて、此の地に降臨し給うたときに始めてひらけ、尊の御曾孫、神武天皇が天業をひろめようとして、日向から東方にお進みになり、大和の橿原の地に都を奠め、始めてこゝに御即位の禮を行はせられた時に、我が國家の規模がしつかりと定まつた。

それ以來、歴代の天皇は、皇祖皇宗の御遺訓を繼承して、常に國民の幸福を増進する事に、大御心を注がせ給ひ、或は農業を勧め、或は工藝を興し、或は制度を定め、或は文教を盛んにして、いやが上に我が國運の隆昌をお進めになつた。國史の發展は實に肇國精神の展開に外ならぬ。殊に、明治天

皇は、維新の大業を成し遂げられ、五箇條の御誓文を以て國是を定め、藩を廢して縣を置き、萬國との交通を開き、立憲の政治をはじめ、又、教育を盛んにし、兵制をあらため、其の他、諸般の政務を改善擴張して、國民の幸福を増進せられたので、我が國運は、僅かの中に、前古未曾有の發展を遂げた。大正天皇は、明治の盛運を受けて、益々國運の發展を圖り給ひ、普通選舉の制を布いて、臣民參政の權をひろめ、又、歐洲大戰に參加して、帝國の地位を世界に重からしめ給うた。今上天皇陛下は、明治天皇並びに大正天皇の御遺業をお受継ぎになつて、日夜政務に大御心を注がせ給ひ、皇運は愈々盛んに國威は益々揚つて、肇國の精神は日に増し明かになつてゐる。

國民と國運
の發展

明治天皇御製

ちはやぶる神のこゝろを心にて

わが國民を治めてしがな

民のため心のやすむ時ぞなき

身は九重の内にありても

二 我が國民は、歴代天皇の大御心を奉體して、代々、皇室に忠誠を盡くし、外敵に對して、祖國を護ると共に、内は、國運發展の爲めに努力した。我が國では、忠君の誠は、そのまゝ、愛國の心となるので、忠君と愛國とは、全然一致して、之を二つに分つことは出來ぬ。私達國民が、國家の非常時に於いて、身命を捧げ、義勇公に奉じて、祖國を護るのも、平時に於い

忠君愛國
皇祖皇宗の
御遺訓

て、忠實に業務に勤勞し、各自の本分を盡くして、國運の發展に資するのにも、共に均しく、忠君愛國の道である。而かも、それは、祖先と共に、皇祖皇宗の御遺訓を奉體するのである。

明治天皇御製

ちはやぶる神の心にかなふらむ

わが國民のつくすまことは

大正天皇御製

としとくにわが日の本のさかゆくも

いそしむ民のあればなりけり

三 日露戰役後、世界の一等國に列してから、我が日本帝國の地位は、俄かに躍進し、殊に歐洲大戰以來は、五大強國の

列國と我が
國運

國運發展の本

一として、列國に重んぜられるに至つた。此の名譽ある地位を保ち、今後いやが上に我が國威を世界に輝かすには、内に益、國運の發展を圖ることが極めて大切である。

君民一體

四 肇國以來、萬國に無比な國體の精華を發揮しつゝ、國運の益、隆昌に赴いたのは、上は民の爲め、國の爲めに注がせ給ふ歴代天皇の大御心と、下は大御心を奉體して忠君愛國の誠を盡くす國民の心とが、互ひに感應融合して、渾然たる**君民一體**即ち**舉國一體**をなしてゐるからである。此の美風は、神代このかた、我が國に固有なものであつて、教育勅語に示された皇祖皇宗の御遺訓は、正に、此の父祖傳來の國民道德に外ならぬ。今後益、我が國運の發展を圖るには、上悠

遠なる太古よりまざとくと國史の上に表はれてゐる祖先の遺風を承け繼いで、益、之を顯彰することが最も大切である。國運發展の本は、舉國一體となり、教育勅語の聖旨を奉體し、億兆心ヲ一ニシテ君臣一徳の道を勵む所にある。

明治天皇御製

國の爲めいよくはげめちよろづの民もこゝろを一つにはして

第十五課 海外發展

我が國の現狀と海外發展の必要

一 我が國の現狀は、種々の原因から國民**海外發展**の必要に迫られてゐる。明治初年に於て、三千五百萬に過ぎな

かつた我が國の人口は、今や九千餘萬に達し、更に年々の増加は百萬前後を數へてゐる。然るに、人口は斯くの如く激増するに拘らず、我が國の領土は狭く、産業の資源としては、天然の物資に乏しく、産業の進歩は、未だ敢て世界に誇るに足らず、國民の生活難は次第に深刻に赴き、國家は經濟國難を叫ばねばならぬやうな我が國の現狀に於ては、一步祖國を踏み出して、廣い海外に發展雄飛の途を求めるとは、實に國民焦眉の急務と言はねばならぬ。

古來四面海を環らす島國又は半島國の住民は、自ら航海の術に長じ、植民其の他通商貿易によつて海外發展をなした事は、歴史の證明する所である。古代希臘や近代英國の

如きは、其の最も著しい實例を示してゐる。我が勇敢な國民も、一時支那南洋に雄飛した時代もあつたが、徳川幕府の鎖國政策によつて、海外發展の事業は全く杜絶された。此の政策は、外國の侵入を防ぐには極めて有利であつたが、國民の海外發展を阻止したことは争はれぬ。現代の日本國民は、須らく祖國蟄居の夢を破り、あめりか八紘を掩おほひて宇とせんこと、亦可よからずやと宣うた神武天皇御奠都詔勅の大御心を奉體し、更に開國進取の明治維新大業の精神に則り、世界を我が家とする廣大豁達な氣宇を以て、進んで海外雄飛を試むべきではないか。而かもそれは我が國現下の人口過剰と、國民の生活難を緩和する重要な方途となるではないか。

海外發展と
共存共榮

二 海外發展は、決して武力に訴へて他國の領土を侵略するやうな意味ではない。否、之に反して、飽くまで今日世界を支配してゐる共存共榮を旨とする國際道德を尊重し、廣く世界の各方面に出で、毫も他國の主權を侵す事なく、産業貿易の如き平和事業に従事し、自國の利益と共に他國の利益をも圖り、以て人類全體の福祉増進に貢獻することである。海外に於て本邦人の經營すべき事業は單に祖國の發展を目的とするのみならず、同時に他國の開發進運に寄與する所がなければならぬ。更に他國に於て我が國民獨自の長所を發揮し、彼我の間に有無相通じ、長短相補ふ所があれば、我が移民は他國に缺く可からざる要素として歡

迎尊重されるであらう。而かもそれは眞に文化の發展に貢獻し人類の共存共榮を圖る途である。若し他國に行きて、毫も其の國の利益を顧みることなく、且つ、其の國の風俗慣習乃至法律道德を理解せず、却つて之を輕視するやうな事があつたならば、私達は遂に他國民から蔑視排斥される結果を招くに至るであらう。最近アメリカに於ける日本移民排斥は、固より其の當を得ぬものであるが、特に私達の反省を促がすものがある。海外に雄飛せんとするものは、どこまでも日本國民たる自覺を失はず、大國民の體面を重んじ、且つ、共存共榮の國際精神に基づいて、人類福祉の増進に貢獻する心掛けが大切である。

内地の植民

明治天皇御製

したしみのかさなるまゝに外國の

人もこゝろをへだてざりけり

三 我が國の領土狹隘と人口過剰は、我が國民に海外發展を促がす主要の原因であるが、我が國內に於ても、人口の密度は地方によつて相當の懸隔があり、殊に北海道の如きは、人口稀薄であつてまだ移住開拓の餘地がある。又新たに我が領土となつた臺灣・朝鮮・樺太は勿論租借地・委任統治區域たる南洋群島は、孰れも内地人の移民を歓迎してゐる。

海外發展の方面

四 我が國の人口過剰を救ふ途としての海外發展は、今日までまだ微々たる状態である。現在の海外移住者は一

實業と海外發展

年間に増加する人口の半數にも足らず、總計僅かに二十餘萬である。而かも其の大半はアメリカに行つてゐる。然るにアメリカは大正十三年七月一日から、我が國に對して甚しき移民制限を行つてゐるから、私達は勢ひ他の方面に進出の路を求めねばならぬ。我が國民今後の海外發展地としては、新興滿洲國を始めとし、シベリア・支那・南洋・南米等が最も有望であらう。

五 海外發展は主として實業家の任務である。我が國工業の發展が、海外に製品の販路を求むべきことは、言ふまでもない。我國の貿易は、今後益々海外雄飛を試むべきである。我が農業者の海外發展も、極めて有望である。海外に

於ける事業の經營は他國人との競争が極めて激烈であるから、海外發展を試みんとするものは、健康なる身體と鞏固なる意志とを以て之に當ることが大切である。國內に於ける蝸牛角上の争を捨て、遠く萬里の波濤を超えて恣に海外に雄飛し、以て大和民族独自の美點を發揮することは、眞に私達日本人の快事ではなからうか。

明治天皇御製

わたつみのほかまでにはほへ國の風

ふきそふ秋のしらぎくの花

世の中にしられていよゝみがゝなむ

わが敷島のやまとだましひ

第十六課 世界の進運

文明日進の
大勢

一 米國のエジソンが、一人で一生の間になした發明は、電信・電話・蓄音器・活動寫眞、其の他、あらゆる電力裝置に關し、大小數百種を數へられるといふ。若し夫れ、全世界を通じて最近に於ける發明を一々列舉したならば、驚くべき數に達するであらう。飛行機・飛行船の世界一週、太平洋無着陸飛行、國際ラヂオ放送、電送寫眞の如き一として、文明日進月歩の大勢を示さぬものはない。此の勢を以て進んで行つたならば、駭々たる世界の進運はどこに際限があるか、全く思ひも寄らぬ事である。

文明惠澤の
共有

人類一般の
福祉

二 私達の日常生活に、あらゆる福利を提供する文明の惠澤は、決して少數國の獨占に歸すべきものでなく、世界の人類全體に共通普及すべきものである。昔交通の不便な時代には、世界の國々は、夫れづ別々に孤立してゐたので、誰かせつかくよい事を發明しても、他國に其の利益を分つことはむづかしかつた。然るに國と國との交通が、便利に開けてから、何處か一國でよい發明があれば、直ちに他國に傳はり、廣くどの國でも、同じやうに、發明の利益を受けられるやうになつた。各國は、他の長を採つて、我が短を補ひ、更に相競うて、新しい發明工夫を成し遂げるので、其の利益は、廣く世界各国に行き渡つて、人類一般の福祉を増進する結

東西相倚

果を生じてゐる。今日の文明は、汽車・汽船・電車・自動車・飛行機・電信・ラヂオ等から、醫術・工藝に至るまで、世界各国の人々が夫れづづ研究工夫を加へて、其の進歩發達を圖つた結果である。文明の惠澤は、廣く世界に普及すべきものであつて、決して、狭い範圍内に獨占さるべきものではない。

三 我が國は、昔朝鮮・支那から文物を輸入したが、今日では、却つてどちらも、我が國の文物を學んでゐる。尙ほ、我が國は、明治以來、盛んに西洋の文明を輸入したが、我が國の文物の優れたものは、續々西洋に輸出されて、其の利益を増進してゐる。斯の如く、東洋にないものを西洋から採り入れ、西洋にないものを東洋から送り遣つて、彼我相互に有無相

通じ長短相補つて、世界全體の文明が進歩する。今日では、東西相待ち、相倚つて、世界の列國が互ひに持ち合ひ持たれ合ひになつてゐる。随つて、若し、國と國との間に戦争が起り、相互の協力が破壊された場合には、其の孰れの國も、忽ち日常生活に不便を來たし、甚しく文明の進歩を妨げられるのである。随つて、今後は、一層列國との交際を修め、親睦を厚うして、共に益、文明の進歩を圖り、其の福利を増進せしめるやうに努めることが大切である。

四 世界文明の進歩には、列國が歩調を揃へて、互ひに助け合ふことが大切である。大勢列を作つて一齊に街路を行進する時に、歩調の遅い人が、其の中にまじつてゐれば、全

世界の進運
と我が國

體の行進を邪魔するやうに、文明の進んだ現代に、著しく文明の後れた國があることは、他國の迷惑になることが少くない。我が國は、世界の一等國として列國に交る以上は、**世界文明の進運と歩調を揃へる**ことが大切である。私達は、西洋の文明を輸入して、之を學ぶよりも、更に、一步を進めて、我が優れた文明を外國に輸出して、彼をして、我に學はしめる意氣込がなくてはならぬ。最近に於ける國產品の海外進出は、大いに我が國民の意を強うするものがある。

明治天皇御製

すゝむ世を見るにつけても思ふかな

わが國民のうへはいかにと

とつくにの人の見すべきしきしまの

大和錦をおりいださなむ

第十七課 國 交

文明の進歩
と國際協力

一 文明程度の低い時代には、國と國との競争が烈しく、強國が弱國を侵略又は併呑することを、當然の権利のやうに思つたこともあつたが、文明の進歩に伴なつて、世界の國は、自國の富強を圖ることのみに没頭せず、自國の獨立を保全すると同時に、他國の獨立を確認して、益、交際を親密にし、相依り相助けて、文明の福利を共にすることを努めるやうになつた。かくして人類福祉が始めて増進される。我

人類福祉

國交親善

が國もまた、開國以來、諸外國と條約を結び、各國との交際が年を追うて益、親善を加へてゐる。國交を修めるためには、列國互ひに大使或は公使等の使節を交換し、又、在外同胞を保護し、通商・航海の便利を圖る爲めに、必要の地に、領事を駐在せしめてゐる。此等は、皆彼我の國民が、互ひに和親往來し、有無相通じ、長短相補つて、文明の惠澤を共にせんが爲めである。人類福祉も國交親善も國際協力によつて始めて其の目的が達せられる。今上天皇陛下は、大正十年まだ東宮にましますとき、御見聞を廣め、且つ、國交親善を深からしめるため、御渡歐の途に上らせられた。そして英國を始め、佛・白・蘭・伊各國の帝王及び大統領を歴訪して到る所に、盛大

國際協力

なる歓迎を受けさせられた。

明治天皇御製

したしみのかさなるまゝに外國の

人もこゝろをへだてざりけり

まじはりをむすぶ國々よろこびを

いひかはす世ぞ嬉しかりける

戦争と平和

戦争

二 國際協力によつて、國交親善を深くし、世界の平和を保ち、文明の進歩を圖つて、人類福祉を増進することは、固より列國の理想とする所であるが、國と國との間には、時として利害相反する所から、紛争を生じ、國交が斷絶して、遂に戰端を開くに至る事がある。戦争は、多數の死傷者を出すの

平和親善

みならず、幾多有用貴重の事物を破壊し、文明の進歩を妨げるなど、もとより人類の大きな不幸であつて、戰敗國の被る惨害は、實に甚しいものである。平和親善は、萬人の熱望する所であり、戦争は實に已むを得ずして行ふものであるから、國際法では、萬一戦争が起つた場合には、殘酷な殺害を行はないこと、捕虜を虐待しないこと、非戰闘員に損害を加へないこと等の規定を設けてなるべく、戰闘の慘禍を減じようと努めてゐる。又、戰闘の際、敵味方の別なく、負傷者を救護すること、赤十字の記章をつけた者には、危害を加へないこと等が、赤十字條約によつて規定されてゐる。此等は、すべて**四海同胞**の精神から出たものである。凡そ戦争は、永

四海同胞

久に續けるものでなく、やがて平和を結ぶ爲めに、一時已むを得ず、行ふものであるから、既に事が起つてから、已むを得ず、戦争をするよりも、まだ何事もない中から日ごろ戦争の起らぬやうに、あらかじめ國際平和を保障する手段を盡くすことが、一層望ましい事である。

明治天皇御製

よもの海みなはらからと思ふ世に

など波風のたちさわぐらむ

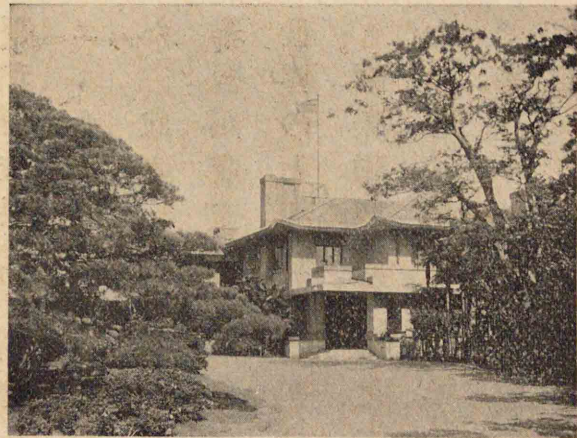
國際聯盟

三 五年の久しきにわたり、三十八箇國が參加し、敵味方を合はせて、殆んど一千萬人の死者を出し、二千六百億圓の財を費やしたといふ、古今未曾有の歐洲大戰は、其の慘禍が

國際聯盟規約

餘りに大きかつただけに、將來の戦争を根絶し、世界恆久の平和を確保しようといふ、列國の熱心な要求から、佛國のヴェルサイユで平和條約を結ぶと共に、國際聯盟規約を定めた。此の規約は、大正九年一月から效力を生じ、こゝに國際聯盟が成立した。現在では、聯盟國の數は、五十餘國に達し、世界の大部分の國が、之に加はつてゐる。

國際聯盟の目的に二つある。一つは、國際關係を、公明正大にして、將來の戦争を防止し、世界の平和を保障することであり、今一つは、人類の福祉を増進するために、物質上からも、精神上からも、國際協力を促進することである。此の二つの目的を達成する爲めに、聯盟國は軍備を縮小して、戦争



駐日滿洲國大使館

の危険を減ずると共に、各國の安全を保障し、又、條約を守つて正義を重んじ、若し國と國との間に國交斷絶の虞おそれあるやうな紛争が起つた時でも、平和の手段で之を解決すべきことを約束してゐる。聯盟國は、更に進んで、或は委任統治の方法を立て、或は通商交通の障礙を除き、又、衛生、勞働、兒童保護等の改善や、學藝の進歩の爲めにも、協力すべきことを約束してゐる。聯盟はスイスのジュネーブに本部を置き、聯盟

國政府の代表者の會議を以て、其の事務を處理してゐる。我が國は、聯盟の成立と同時に之に参加し、聯盟幹部の地位を占め、聯盟の爲めに最初から、十三年の久しきに亘り大いに力を盡くしてゐたが、滿洲國に關する意見の背馳から、昭和八年遂に之を離脱するの已むなきに至つた。併し、今後益、國際信義を重んじ、國際平和の確立に協力せんとする我が國の大方針は、今までと少しの變りもない。

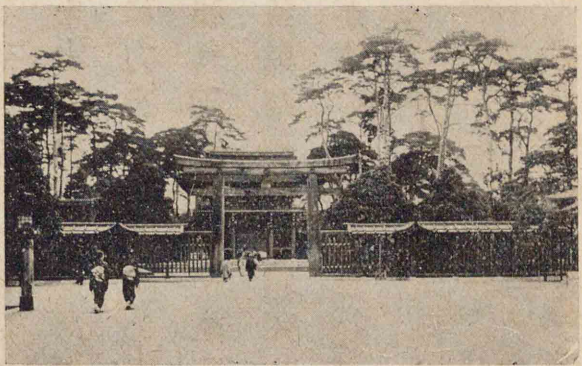
第十八課 戊申詔書

一 明治天皇は、我が軍連戰連勝の榮譽を擔つた日露戰役後の國情を、深く御心配遊ばされ、明治四十一年十月十三

賜 詔書の御下

第一段

國運發展の
必要



明治神宮

日に國運發展に關する詔書を御下賜になつて、國民が篤と反省覺悟して實行すべき道をお示しになつた。世に此の詔書を、戊申詔書と申上げてゐる。

詔書の本文は、大體二段に分かれる。
二 第一段は、「朕惟フニ」から「自彊息マサルヘシ」まで、ある。此の一段は、文明進歩の速かな今日に於いて、世界の諸外國に對して、我が國運發展の必要なることを諭し、國運の發展を來たす爲めに、私達國民の實行すべき道德の要目を

お示しになつてゐる。

現今、世界の文明は、日に月に進歩し、東西の各國は、互ひに相倚り相助けて、俱々に其の福利を受けてゐる。今後は、一層列國との交際を修め、互ひに親善を厚うし、世界の大大勢に伴つて、諸外國に劣らず、文明の福利を受けるやうにせねばならぬ。かくの如く、外に日進の列國と、歩調を合はせようとすることは、内に我が國運を發展せしめることが必要である。明治三十七八年戰役の後、まだ日が浅いから、其の莫大な損失を回復して、國運の隆昌を圖るのは、容易の業でない。而かも諸般の政務については、改善擴張を要することが多い。此の時に當つて、國民は大いに反省覺悟し、上下心を合

はせて、各自忠實に其の業務に服し、勤勞と儉素とを以て、資産をふやし、人々互ひに信義を重んじ、輕薄を避けて、風俗を厚くし、華美を斥けて、質實を旨とし、互ひに怠惰を戒め合つて、自ら奮勵努力してやまぬことが、大切である。これが國運の發展を來たす爲めに、國民の踏むべき道である。

第二段

國運發展の根本

三 第二段は、抑、我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓「から、克ク朕カ旨ヲ體セヨ」まで、ある。此の一段には、**國運發展の根本**を御示しになつてゐる。神聖なる皇祖皇宗の御遺訓と、光輝ある國史の成跡とは、日星を仰ぎ見るやうに明かであつて、此の二つの中に、國運發展の根本が含まれてゐる。皇祖皇宗の御遺訓は、教育勅語の中に明かであり、列聖の御遺訓は、

時々賜はつた詔勅と、御みづから行はせられた御事蹟によつて窺ひ知ることが出来る。又、國史の成跡は、我が國運が、次第に發展して來た事實と、代々の國民が、列聖の御盛徳に感應して、億兆心を一にして、皇祖皇宗の御遺訓を奉體し、忠君愛國の誠を致して來た事實に現はれてゐる。随つて、今後に於ける國運發展の根本も、國民舉つて光輝ある國史の成跡に鑑み、之を手本として、謹んで皇祖皇宗の御遺訓を奉體し、一心に奮勵努力して、國體の本義に基づき、忠君愛國の誠を盡くすより外はない。天皇は、深く臣民の協力翼贊に信賴して、戦後の經營をも爲し、各般の政事をも更張し、列國と文明の惠澤を共にして、明治維新の廣大な規模を益擴

張し給ひ、之に由つて皇祖皇宗の御盛徳を益發揚しようとし、こひねがひ給ひ、又、臣民に對して、よく聖旨を奉體すべきことをお望みになつてゐる。

詔書の奉體

四 明治三十七八年戰役の爲めに、國家の蒙つた損失は、人命三萬餘、軍費二十餘億圓を算し、其の中、外國から借入れた外債も十數億圓に達した。此の莫大な損失を回復することは、なかく、容易ではない。然るに、當時我が國民中には、得意になつて戰勝の榮譽に酔ひ、奢侈遊惰に流れ、戰後に必要な經營を怠る弊風も見えた。若し、此の弊風が募つたならば、明治維新以來、目覺ましく發展した國運も、あたらゝ頓挫を來たしたであらう。明治天皇は、深く之を軫念し給

うて、忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂れたまうたのである。此の詔書は、特に明治三十七八年戰役に於いて、國民の遵守すべき道として、お示しになつたものであるが、其の御趣旨は、國民が永遠に奉體すべきものである。殊に、歐洲大戰後の我が國情は、明治三十七八年戰役後と大變によく似通つてゐる所があるので、詔書の御教訓は、極めて時世に適切である。私達國民は、深く肇國の大精神と國體の本義に鑑み謹んで此の詔書の御趣旨を奉體して、忠君愛國の至誠を以て各自の本分を盡くし、益、國運發展の爲めに奮勵努力すべきである。

女子修身書(新制版) 四年制用 卷二終

文部省檢定濟

昭和三十三年三月二十三日 高等女學校・實業學校修身科用



不許複製

昭和十二年十二月十八日印
昭和十二年十二月二十二日發
昭和十三年三月十四日訂正再版印刷
昭和十三年三月十七日訂正再版發行

女子修身書(新制版) 四年制用

卷別	卷一	卷二	卷三	卷四
定價	金三十七錢	金四十二錢	金四十三錢	金四十七錢

著者 野田 義夫

發行者 田口 繁藏

大阪市西區京町堀上通一丁目十六番地

發行所

大阪市西區京町堀上通一丁目
振替大阪二一九四五番・電話土佐堀二八七八番

精華房

精華房